

| TIME誌に掲載されました

この度、代表弁護士・古手川が TIME 誌 (アジア版)CEO HORIZON Special Report from global kigyo に掲載されました。

TIME 誌は、1923 年にアメリカで創刊され、世界 200 カ国・2000 万人に読まれている世界最大規模のニュース雑誌です。今回の記事は、「世界に影響力のある 100 人」の特集号に掲載されており、俳優の真田広之氏やアーティストの YOSHIKI 氏らも登場しています。

このような名誉ある雑誌に掲載されたことは、私たちのこれまでの取り組みや理念が国際的にも評価された証であり、一層信頼される法律事務所を目指す励みとなります。

今後も、皆さまのご期待に応えられるよう、誠実に、そして真摯に業務に取り組んでまいります。

TIME インタビュー記事はこちら▶



顧問先の皆様に新たな顧問サービスをご提供します

役員の任期満了 お知らせサービス

無償

当事務所が貴社の役員の方々の任期を管理し、任期満了前に事前にお知らせするサービスです。

☑ 役員の任期満了時期が把握できていない

☑ 役員の再任登記を怠ったことがある
(注: 100万円以下の罰金になることがあります)



※1 登記手続は含まれません。ただし有償でお引き受けすることはできます。

※2 当サービスをご利用いただく場合は、貴社の定款をご提供していただきます。

全ては依頼者の最大の利益の為に
契約書、債権回収、労務問題、会社法の相談、また、事故や離婚の相談なども幅広く対応します。

NEW 企業法務部専用ダイヤル
法律相談のご予約はこちら!

0120-77-9014

※これまでのフリーダイヤル 0120-100-129 にも繋がります。

受付時間：平日9:00～18:00
※緊急案件については土日でもご対応
できる場合があります

News Letter

vol.137
2025.05



弁護士法人グレイス
mail: info2@grace-law.jp
https://gracelaw.jp/

〈東京事務所〉
〒105-0012 港区 芝大門 1-1-35・4階
Tel 03-6432-9783

〈神戸事務所〉
〒651-0088 神戸市 中央区八野町通 5-1-27・2階
Tel 078-862-3764

〈福岡事務所〉
〒812-0011 福岡市 博多区博多駅前 4-2-1・7階
Tel 092-409-8603

〈熊本事務所〉
〒860-0806 熊本市 中央区花畑町 12-1-6階
Tel 096-245-7317

〈鹿児島事務所〉
〒890-0046 鹿児島市 西田 2-27-32・4・7階
Tel 099-822-0764

〈長崎事務所〉
〒550-0033 長崎市 万才町 7-1・8階
Tel 095-895-5557

GRACE News Letter

CONTENTS

- 企業法務コラム 代表取締役の住所が登記簿から消える?
- 顧問チャット活用事例 身元保証人に関するご相談
- グレイス・ニュース TIME誌に掲載されました

TOPICS 企業法務コラム

代表取締役の住所が登記簿から消える?

弁護士
柏木 孝介



法人の登記簿には代表者の「住所」が記載されています。代表者の住所は登記事項とされており、誰でも法務局で当該法人の登記を取得すれば、代表者の住所を閲覧することができました。

もっとも、代表者の住所が公開されることで、取引先や害意を持った第三者が代表者宅へ押しかけて親族に接触したり、或いはストーカー行為に及ぶ等の加害行為に発展してしまうリスクがありました。すなわち、代表者の住所が登記に記載されることで、代表者は、極めて重大なデメリットを負担させられていました。

このような状況を改善するために、2024年の法改正によって一定の要件を満たせば代表者の住所を登記簿（厳密には登記事項証明書など）において非表示にできる制度が導入されました。

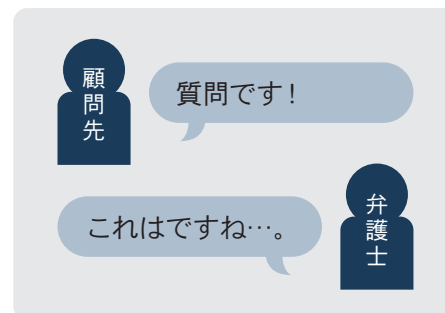
登記簿上の住所を非表示にしたい代表者は、法務局に「登記住所非表示の申出」を提出することで住所記載のうち、市区町村以降の記載が省略されることとなりました。例えば、井とある法人の代表者の住所が「東京都港区芝大門 1 丁目 1-35 サンセルモ大門ビル 4 階」であったと仮定した場合、非表示制度を利用すると「東京都港区」までしか住所が記載されないこととなります（ちなみに上記住所は弊所の東京事務所の住所です）。

ただし、この非表示制度の利用は、会社の設立や代表者の住所変更といった一定の場合でないと認められません。

通信機器の普及に伴い、近頃はマスメディアに限らず一般人であっても代表者のプライバシーを容易かつ深刻に侵害できてしまう時代になりつつありますので、非表示制度のご利用もご検討ください。

オンライン相談 「顧問チャット」

弁護士法人グレイスでは、「Chatwork®」を導入し、顧問先の皆様と繋がっています。チャットなので時間を気にすることなく、いつでも相談事項を送信することができます。チャットルームには企業法務を担当する弁護士が入室しており、質問にお答えしています。



はじめての顧問チャット 開通までのかんたん3ステップ

STEP 1

アカウントの作成

右のQRコードからご自身のアカウントを作成してください。



https://www.chatwork.com/service/packages/chatwork/pre_register.php

STEP 2

グレイス事務局へ連絡

①登録メールアドレス、②チャットワークIDをグレイス事務局へメールでご連絡ください。※連絡先メールアドレス: kigyo@grace-law.jp

STEP 3

グループチャットルーム開設

グレイス事務局が顧問先様専用グループチャットルームを作成します。顧問先様からのチャットでの質問に対応するほか、グレイスからのお知らせ等ご連絡いたします。



「顧問チャット」を現状で導入されていない顧問先様におかれましては、ぜひ導入をご検討ください。

「顧問チャット」は、顧問料をお支払いいただいているすべての顧問先様にご利用いただけるサービスです。

顧問チャット活用事例



いつでも気軽に弁護士に相談できる「顧問チャット」でいただいた興味深い内容をご紹介します。

vol. 64

身元保証人に関するご相談



相談者
X社様

弊社では従業員の入社にあたり、身元保証人を付けることをお願いしております。身元保証と連帯保証の違いが良くわからないのですが、留意すべき点を教えてください。

身元保証人は、経済的な効果としては連帯保証人と似たようなところがあります。他方で、身元保証人には、身元保証法に基づき、特有の規制があります。

- ① 期間は自由に設定することができますが、上限は5年です。更新もできますが、更新後の期間も上限で5年です。なお、期間について何も合意しない場合には、自動的に3年間になります。
- ② 身元保証人の責任について、身元保証人が争ってきて裁判になった場合には、裁判所は諸般の事情を考慮して合理的な金額を判断します。
- ③ 本人に以下の事由が生じた場合には、使用者は、身元保証人へその旨を速やかに通知する義務があります。

・従業員に不適任・不誠実な事柄があり、身元保証人の責任が発生しそう
なとき（例：横領・不正申告の事実が発覚した場合）

・従業員の任務・任地の変更により、身元保証人の責任が重
なったり、監督が困難になったりするとき（例：管理監督
者への昇進、内勤から工場勤務への変更）

なお、この通知を受けた身元保証人は、使用者に保証契約の解除を求めることができます。また、通知される前でも、上記の事情を知った身元保証人は契約解除を求めることができます。

- ④ 身元保証人の責任は、必ず「●●円を上限とする」という書面での合意が必要です。



回答した弁護士

弁護士
播摩 洋平